

七尾市保育士等修学資金貸付事業実施要項

1 概要

この修学資金貸付事業は、保育士養成施設等(※)に在学している方で、かつ、七尾市内に住所を有する方、又は有したことのある方を対象に実施するものです。

この事業は、七尾市内の私立保育園・認定こども園の保育士や保育教諭の人材確保が目的です。卒業後、保育士等の業務以外の職種に就く予定の方は、この貸付事業を利用することができません。なお、卒業後、市内の私立保育園・認定こども園で引き続き5年間以上保育士等の業務に従事した場合は、修学資金の返還を全額免除します。

※保育士養成施設等：児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設及び大学、短期大学等の幼稚園教諭養成課程

2 事業年度

平成29年度～令和5年度

3 貸付対象者

貸付申請の時点で、保育士養成施設等に在学し、次の項目のすべてに該当する方です。

- (1) 保育士養成施設等を卒業後、七尾市内の私立保育園・認定こども園で保育士・幼稚園教諭の業務に従事しようとする方
- (2) 貸付の申請の日までに、七尾市内に住所を有し、又は有したことのある方
- (3) 令和6年又は令和7年の3月に保育士養成施設等を卒業する見込みであって、貸付の申込みの日から卒業する見込みの日まで2年以内である方

4 令和5年度募集定員

- (1) 令和6年3月卒業見込みの方・・・3名
(申請時、短期大学または専門学校2年生、大学4年生)
- (2) 令和7年3月卒業見込みの方・・・3名
(申請時、短期大学または専門学校1年生、大学3年生)

5 貸付額・貸付期間等

貸付額	月額5万円以内
利子	無利子
貸付期間	在学する保育士養成施設等の正規の修学期間で最長2年間
連帯保証人	2名(独立して生計を営む者。申請者が未成年である場合、1人は法定代理人である保護者等とします)
貸付停止	(1) 休学したとき (2) 停学処分を受けたとき
貸付取消	(1) 死亡したとき (2) 退学したとき (3) 修学資金を必要としない事由が生じたとき (4) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付を受けたとき
返還	(1) 修学生が卒業したとき (2) 修学資金の貸付が停止されたとき (3) 修学資金の貸付が取り消されたとき
返還の猶予	(1) 貸付期間が満了した後も引き続き保育士養成施設等に在学しているとき (2) 保育士養成施設等を卒業した日から1年以内に保育士等の資格を取得し、市内の私立保育園等に勤務しているとき (3) 保育士等の資格取得後、市内の私立保育園等に勤務できなかったが、引き続き市内の私立保育園等への勤務を希望しているときは、貸付期間満了後2年を限度として返還を猶予することができる
返還の免除	(1) 保育士等の資格取得後、市内の私立保育園等に保育士等として引き続き5年間以上勤務したとき(通年で雇用され、1日6時間以上かつ月20日以上勤務) (2) 返還の猶予期間中に死亡し、又は心身の故障のため市内の私立保育園等に保育士等として勤務することができなくなったとき (3) 保育士等の資格取得後、市内の私立保育園等に保育士等として、引き続き2年以上勤務し、その後退職したときは、修学資金の一部の返還を免除することができる

6 募集期間

令和5年4月10日（月）～5月31日（水）

7 申請方法

修学資金の貸付を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

【申請時必要書類】

- (1) 七尾市保育士等修学資金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 在学する保育士養成施設等の推薦書（様式第2号）
- (3) 申請の理由・動機（400字程度。様式任意）
- (4) 直近年度の所得課税証明書（生計を一にする家族分※1）※2、※3
- (5) 住民票の謄本（申請時に市内に住所を有する方）又は本籍地の戸籍附票（申請時に他の市区町村に住所を有する方）※2

※1 生計を一にする家族とは、親族が日常生活を共にしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合です。

※2 様式第1号の「個人情報等の提供に当たっての同意（署名）欄」に同意のある方は、市で確認しますので不要です。

※3 本市に転入等をされた方で、前住地の所得課税証明書が必要となることがあります。

8 貸付決定・決定後の手続き

令和5年6月下旬に修学資金貸付可否の決定通知書をお送りします。

貸付決定者は、次の書類を提出してください。原則として本人が持参するものとし、その際、本制度の説明を行います。

【貸付決定後必要書類】

- (1) 誓約書（様式第4号）
- (2) 連帯保証人（2名）の印鑑登録証明書
- (3) 七尾市保育士修学資金貸付請求書（様式第5号）

9 貸付金の送金

貸付決定者には、上半期分（4月～9月）を9月中に送金します。下半期分（10月～3月）は、在学証明書の提出を受けて、3月中に送金します。

10 その他

前記必要書類のほか、貸付決定者は、次の書類を提出してください。

【その他の提出書類】

- (1) 在学証明書…貸付期間中（1年目及び2年目）の3月10日までに。貸付期間中2年目の9月10日までに（貸付請求書と併せて）
- (2) 現況報告書（様式第7号）…修学資金の返還又は返還の免除が決定するまでの毎年3月31日現在の状況を4月10日までに
- (3) 貸付決定者卒業等報告書（様式第8号）…保育士養成施設等を卒業し、七尾市内の私立保育園等に勤務したとき
- (4) 借用証書（様式第11号）…修学資金の貸付が完了したときなど
- (5) 返還計画書（様式第12号）…返還事由が生じたとき。貸付期間満了の翌月から5年以内
- (6) 返還猶予申請書（様式第15号）…卒業後、七尾市内の私立保育園等に勤務するときなど
- (7) 返還免除申請書（様式第17号）…七尾市内の私立保育園等に引き続き5年間以上勤務したときなど

※また、貸付決定者の状況や連帯保証人に異動があったときなど、当初の申請内容に変更が生じたときは、速やかに子育て支援課までご連絡ください。